



奈良労働局発表
平成25年11月28日

【照会先】

奈良労働局労働基準部
賃金室長 吉田 善則
賃金指導官 今西 昭男
電話 0742-32-0206

平成25年度最低賃金の改定について

奈良労働局（局長 荒川あや子）では、昨日の特定（産業別）最低賃金の改正決定（官報公示）をもって、奈良県内の事業所に適用されるすべての最低賃金の改正手続きを終了した。

最低賃金の改定内容等は、下記のとおりである。

なお、先に決定した奈良県最低賃金のほか、特定（産業別）最低賃金についても、今後、関係団体等に広く周知を図ることとしている。

記

| 平成25年度に改定された最低賃金の件名 | 現行・旧 | 平成25年度改定 | | | 発効日 |
|--|------|-------------|-----|-------|----------|
| | 時間額 | 時間額 | 引上額 | 引上率 | |
| 奈良県最低賃金 | 699円 | <u>710円</u> | 11円 | 1.57% | 25.10.20 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械関係製造業） | 803円 | <u>810円</u> | 7円 | 0.87% | 25.12.27 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業（電機関係製造業） | 802円 | <u>808円</u> | 6円 | 0.75% | 25.12.27 |
| 自動車小売業 | 804円 | <u>810円</u> | 6円 | 0.75% | 25.12.27 |

平成25年度の審議会経過について

「本審議会」

| | | | |
|-----|-------------|-------|-------------|
| 第1回 | H25. 6. 12 | 第436回 | 奈良地方最低賃金審議会 |
| 第2回 | H25. 7. 5 | 第437回 | 奈良地方最低賃金審議会 |
| 第3回 | H25. 7. 22 | 第438回 | 奈良地方最低賃金審議会 |
| 第4回 | H25. 8. 9 | 第439回 | 奈良地方最低賃金審議会 |
| 第5回 | H25. 8. 23 | 第440回 | 奈良地方最低賃金審議会 |
| 第6回 | H25. 9. 10 | 第441回 | 奈良地方最低賃金審議会 |
| 第7回 | H25. 10. 29 | 第442回 | 奈良地方最低賃金審議会 |

「奈良県最低賃金専門部会」

| | | |
|-----|------------|-------------|
| 第1回 | H25. 7. 22 | 奈良県最低賃金専門部会 |
| 第2回 | H25. 7. 24 | 奈良県最低賃金専門部会 |
| 第3回 | H25. 8. 9 | 奈良県最低賃金専門部会 |
| 第4回 | H25. 8. 12 | 奈良県最低賃金専門部会 |
| 第5回 | H25. 8. 19 | 奈良県最低賃金専門部会 |
| 第6回 | H25. 8. 20 | 奈良県最低賃金専門部会 |
| 第7回 | H25. 8. 22 | 奈良県最低賃金専門部会 |

「奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会」

| | | |
|-----|-------------|--------------------|
| 第1回 | H25. 10. 10 | 奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会 |
| 第2回 | H25. 10. 15 | 奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会 |
| 第3回 | H25. 10. 17 | 奈良県機械関係製造業最低賃金専門部会 |

「奈良県電機関係製造業最低賃金専門部会」

| | | |
|-----|-------------|--------------------|
| 第1回 | H25. 10. 4 | 奈良県電機関係製造業最低賃金専門部会 |
| 第2回 | H25. 10. 8 | 奈良県電機関係製造業最低賃金専門部会 |
| 第3回 | H25. 10. 18 | 奈良県電機関係製造業最低賃金専門部会 |
| 第4回 | H25. 10. 22 | 奈良県電機関係製造業最低賃金専門部会 |

「奈良県自動車小売業最低賃金専門部会」

| | | |
|-----|-------------|-------------------|
| 第1回 | H25. 10. 7 | 奈良県自動車小売業最低賃金専門部会 |
| 第2回 | H25. 10. 8 | 奈良県自動車小売業最低賃金専門部会 |
| 第3回 | H25. 10. 10 | 奈良県自動車小売業最低賃金専門部会 |
| 第4回 | H25. 10. 15 | 奈良県自動車小売業最低賃金専門部会 |

※最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

① 地域別最低賃金（奈良県の場合は、「奈良県最低賃金」）

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められおり、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

② 特定（産業別）最低賃金

特定（産業別）最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています（年齢、業務内容等による適用除外あり。）。

（参考）奈良県においては、

○はん用機械器具、生産用器具、業務用機械器具製造業

○電機関係製造業

○自動車小売業

○木材・木製品、家具・装備品製造業

の4つの特定の産業について、最低賃金が定められています。

なお、「木材・木製品、家具・装備品製造業」の最低賃金は、平成元年1月25日以降改定が行われていません。